

F 医 療

F-1 医療施設

F-1-1一般病院数 F-1-2一般診療所数 F-1-3歯科診療所数 F-1-4一般病院一般病床数

資料元 厚生労働省「医療施設調査」

資料元について

- 医療施設調査…病院及び診療所(以下「医療施設」という。)について、その分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。医療施設から提出される開設・廃止等の申請・届出に基づき毎月実施される動態調査と、3年ごとの10月1日現在で開設している全ての医療施設に対し実施される静態調査からなる。

F-1-1 一般病院

病院とは、医師又は歯科医師が、医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものであり、次のように分類される。

- ①精神病院…精神病床のみを有する病院
- ②結核療養所…結核病床のみを有する病院
- ③地域医療支援病院…地域医療に必要な支援用件を満たした病院(都道府県知事の承認を要する)
- ④特定機能病院…高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び医療研修の実施等の用件を満たした病院(厚生労働大臣の承認を要する)
- ⑤一般病院…上記以外の病院

F-1-2 一般診療所, F-1-3 歯科診療所

医師又は歯科医師が管理し、主として医業又は歯科医業を行う場所であって、かつ、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させる施設を有するものをいう。

なお、医師又は歯科医師が往診のみによって診療に従事しているものは診療所に含まれていない。

F-1-4 一般病院一般病床数

病床数とは、医療法第27条に基づき使用許可を受けている病床数をいい、次の5種類に分類される。

- ①精神病床…精神科病院及び一般病院の精神疾患を有するものを入院させるための病床
- ②感染症病床…一般病院の感染症の患者を入院させるための病床
- ③結核病床…結核療養所及び一般病院の結核の患者を入院させるための病床
- ④療養病床…主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床
- ⑤一般病床…上記以外の病床

なお、本書でいう「一般病院一般病床数」とは、上記のうち「一般病床」の数である。

F-2 医療関係従事者

F-2-1医師数 F-2-2歯科医師数 F-2-3看護師数, 准看護師数

資料元 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」, 茨城県医療対策課資料

資料元について

- 医師・歯科医師・薬剤師調査…医師、歯科医師及び薬剤師について、性別、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名(薬剤師を除く。)等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的とする。2年ごとの12月31日現在で、届出義務者である医師、歯科医師、薬剤師から提出される各届出票を調査の客体として集計し、その結果を公表している。

F-2-1, F-2-2 医師, 歯科医師

医師法に規定する医師国家試験又は歯科医師法に規定する歯科医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者をいう。

医師・歯科医師のうち、本書では以下の施設に従事している者の合計を掲載している。

病院(医育機関付属を除く)の開設者又は法人の代表者 病院(医育機関付属を除く)の勤務者
医育機関付属の病院の勤務者 診療所の開設者又は法人の代表者 診療所の勤務者

F-2-3 看護師・准看護師数

看護師及び准看護師のうち、看護業務に現に従事している者である。看護師(准看護師)、助産師、保健師の免許を二つ以上持っていて現にそれぞれの業務に従事している場合は、主として従事しているものに計上された従業地別の数値である。

F-3 保健活動

**F-3-1 結核健康診断受診者数 F-3-2 胃がん検診受診者数 F-3-3 肺がん検診受診者数
F-3-4 保健師数**

資料元 茨城県保健予防課資料，厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」，茨城県医療対策課資料

F-3-1 結核健康診断受診者数，F-3-2 胃がん検診受診者数，F-3-3 肺がん検診受診者数
市町村が実施主体となって，当該年度中に行った検診の受診延人員数である。

F-3-4 保健師数

保健師のうち，保健業務に現に従事している者の数であり，看護師，准看護師，助産師，保健師の免許を二つ以上持っていて現にそれぞれの業務に従事している場合は，主として従事しているものに計上された従業地別の数値である。（市町村保健師のみ。）

F-4 救急活動

**F-4-1 救急告示：病院・一般診療所数
F-4-2 救急協力：病院・一般診療所数（#病院数，#一般診療所数）**

資料元 茨城県医療対策課資料

F-4-1 救急告示病院数・救急告示一般診療所数

医師が常時診療に従事し，手術などに必要な施設及び設備を備え，優先的に使用できる病床を備えるなど一定の基準に該当する病院又は診療所であって，その開設者から都道府県知事に対して救急業務に協力する旨の申出があり，その旨が告示された施設数をいう。

F-4-2 救急協力病院・救急協力一般診療所

急病患者の医療を確保するため，県独自の規則に基づき指定した病院及び一般診療所のことをいう。

F-5 医療品販売施設

F-5-1 薬局数

資料元 茨城県薬務課資料

F-5-1 薬局数

薬事法第4条第1項の規定により許可を受けている薬局（同条第2項の規定により更新を受けたものを含む。）数である。医療施設，診療所内の通称薬局といわれるものは含まれていない。